

申請から交付までの流れ

- ① 補助対象区域と条件の確認

確認先 一宮市環境部廃棄物対策課
電 話 0586-45-5374

- ② 廃棄物対策課に浄化槽設置届出書を提出

審査期間中(届出を受理した日から10日間)
の申請は受け付けられません。

- ③ 補助金交付申請書の提出 (1月末日まで)

必ず単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去工事、
浄化槽設置工事の前に申請してください。
市職員が工事前の現場確認をします。

- ④ 補助金交付決定通知

- ⑤ 浄化槽設置工事の実施

- ⑥ 実績報告書の提出

工事完了日から起算して1か月以内又は
2月末日のいずれか早い日までに提出し
てください。

- ⑦ 完了検査の実施

市職員が完成状況の現場確認をします。

- ⑧ 補助金交付額確定通知

- ⑨ 補助金の交付 完了検査終了後、約1か月で指定口座に
振り込まれます。

お問い合わせ先

一宮市 環境部 廃棄物対策課
一宮市奥町字六丁山52番地
一宮市環境センター3階
電話 (0586)45-5374

一宮市浄化槽設置 補助金制度について

水環境に優しい「合併処理浄化槽」を設置しませんか

【最大補助金額】

5人槽 → 75万2千円
7人槽 → 83万4千円
10人槽 → 96万8千円

の補助金が
受けられます!!

※予算がなくなり次第、
終了になります。



詳しくは、下記にお問い
合わせ、または市ウェブ
ページをご覧ください。

【問】環境部廃棄物対策課
☎(0586)45-5374

ウェブページ
はこちらから



し尿(トイレからの汚水)と生活雑排水(洗濯・台所・風呂などからの排水)
を併せて処理することのできる「合併処理浄化槽」は、下水道と同等の浄化能力
があり、家庭からの生活排水による水質汚濁を防止するのに大変有効な装置です。
そのため、一宮市では合併処理浄化槽に転換される方に設置費の一部を補助し
ています。

生活環境を改善し、快適な生活と美しい環境をつくるためにこの制度を活用し
ましょう。





一宮市浄化槽設置 補助金制度を ご利用ください。

家庭から出る排水（トイレ、洗濯、台所、風呂など）を全て処理できる環境配慮型の合併処理浄化槽を設置する方に、工事費用の一部を補助する制度です。

対象となる方

一宮市の公共下水道事業計画区域以外の区域（※）に申請者本人（個人に限る）が居住し、その専用住宅で既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の使用をやめ、環境配慮型の合併処理浄化槽に転換する方。

また、店舗・事業所等との併用住宅の場合は延べ床面積の2分の1以上が居住用である方。

※詳細は申請する前に必ず廃棄物対策課に確認してください。

対象とならない場合

- 新築・建て替え及び建築確認申請を伴う増改築等の場合。
- 補助金の交付が決まる前に既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去工事、環境配慮型の合併処理浄化槽の工事に着手した場合。
- 建物又は土地を借りている方で、転換設置について賃貸人の承諾が得られない場合。
- 法人・団体の名義で申請する場合。
- 市税に未納がある場合。

対象となる浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽で、生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l以下の機能を有し、環境省の定める国庫補助指針に適合するもので、かつ環境配慮型浄化槽（注）の条件に適合するもの。

（注）環境配慮型浄化槽

環境省が定めた、省エネ化の条件を満たした浄化槽。

※詳細は申請する前に必ず廃棄物対策課に確認してください。

その他の注意事項

申請受付期限は、1月末日です。

ただし、期限前であっても予算の状況等により受付を締め切る場合があります。（受付状況は、一宮市ウェブサイトのページID:1013596に掲載しています。）

実績報告書は、工事完了日から起算して1か月以内又は2月末日までのいずれか早い日までに提出が必要です。

その他の条件等もありますので、事前にご相談ください。

詳しくはこちらから



補助金の額

補助区分		浄化槽設置費 補助限度額	宅内配管工事費 補助限度額	撤去費 補助金額
人 槽 別 ※	5人槽	332,000円	300,000円	既存の設備が単独処理浄化槽の場合 上限 120,000円
	6・7人槽	414,000円		既存の設備がくみ取り便槽の場合 上限 90,000円
	8～50人槽	548,000円		※いずれも全撤去する場合に限る

※補助区分の人槽は、日本産業規格（JIS）により算定